

現代法律學全集 49

社會保障法



青林書院新社

現代法律學全集 49

社會保障法

同志社大學教授

角田

豐著

青林書院新社

著者紹介

角田 豊 (すみだ・ゆたか)

大正11年8月10日生まれ 東京大学法学部卒

現職 同志社大学教授

主要著書

『社会保障法の課題と展望』、『社会保障法の現代的課題』、『社会保障法入門』、『労働者福祉』



検印廃止

社会保障法

《現代法律学全集49》

製	表紙	本文	本文	本文	郵便	電話	振替	東京	発行	著	一
函	クロス	用紙	印刷	製版	番号	〇三	・東	都文	所	者	九
高	ダイ	北越	真正	真正	一	(八	京一	区西	株式	角	七
田	ニッ	製紙	印刷	印刷	五	一五	一六	片一	社	田	八
紙	ク株	株式	株式	株式	五	八	九二	三	青	豊	年
器	式社	会社	会社	会社	八	九	〇	七	林		
印	難波				七	七		一	書		
刷	製本				一			七	院		
工					三			一	新		
業								七	社		
所											

落丁・乱丁はお取り替えます

1978©

(分)3332(製)00530(出)3862

はしがき

わが国は、明治以後資本主義の發達が特殊に早激であつた。また、一九五五年以降、一八年間のいわゆる高度經濟成長も各国に例をみない異常なテンポであつた。そして、今わが国は、數十年をかけて高齢化社会へ突入しつつある。これもまた、欧米諸国が一〇〇年も二〇〇年もかかった過程を早いテンポで進んでいるのである。戦後とりわけ高度成長の間に、工業化、都市化がいちじるしく進み、雇用労働者人口が就業人口の七割を占めるに至つたなかでの人口高齢化の進行である。医療保障、年金、福祉など社会保障の拡充が切実に求められている。

一方、石油ショック以来經濟は低成長となり、さらに繊維、造船など多数の構造不況業種が生じた。そして、昨年来の異常な輸出増大は円高不況を生み、國際収支の黒字減らしのためには、輸出規制さえ余儀なくされている。不況は長期化の様相を呈し、雇用、失業問題は深刻となっている。ここにも、雇用保険や児童手当、生活保護などの社会保障がその役割を果たすことが求められる。不況下の合理化の進展にもなつて、労災・職業病も新しい様相を呈している。

しかし、増大する医療費や年金支出は、労使や国民の保険料負担や、国庫の負担・補助の増大を必然ならしめるであろうが、さきにのべた不況下の經濟においては、これらの負担増が重く感じられやすく、国や地方自治体の財政難もきびしさを加えている。いうなれば、わが国においてはじめて本格的に社会保障に対する切実なニーズが高まってきた今日、かつての高度經濟成長時代と一変した經濟

はしがき

の様相のために、社会保障の負担の増大がきびしく感じられるという状況になってきている。したがって、また、従来なしくずしに整備されてきた医療保障、年金などをはじめとする社会保障制度各分野内における制度間格差が目立ちはじめ、再び抜本改正乃至改革が検討されはじめています。

この「社会保障法」は、このような時期にすめられ、はげまされ、急がされて世に送られることになった。総論では、世界や日本の社会保障の前身や歴史をのべ、社会保障法体系及び生成的性格を明らかにするにつとめた。各論では、公的扶助Ⅱ生活保護と医療保障、所得保障、雇用保険、労災補償及び社会福祉の社会保障分野別に考察をおこなった。そして、それぞれの分野別の中で、制度区分にたった検討をおこなっている。

初校を終った段階で、私が思わぬ胃潰瘍の手術のために長期入院しなければならなくなり、刊行がやや遅れてしまった。いずれにせよ、本書を書下すに当って、青林書院新社の逸見社長、編集部の方の足助さんの熱心なはげましがなかったなら、本書は生れなかったであろう。ここに記して、深く感謝の意を表するものである。

一九七八年四月

枚方市立市民病院にて

筆者

5	40	39	38	37	4	3	36	2		35	34	33	32	31	1		
民法	〔民事法〕		租	地	土	行	行	行	比	〔公法〕		西	日	法	法	法	律
法			方			政	政	政	較			社	思			哲	學
總			稅	自	地	爭	法	法	憲	法〔改訂版〕	制	法	會	想			概
則			治	法	法	法	論	論	法		史	史	學	史	學	論	
幾			新	松	高	藤	阿	山	今	樋	上	大	及	稻	阿	渡	井
代			井	島	田	田	部	田	村	口	山	竹	川	垣	石	中	田
通			隆	淳	宙	泰	幸	成	陽	公	安	秀	良	成	成	洋	上
			一	吉	敏	靖	隆	男	和	亘	敏	男	伸	典	彦	明	三
																	平
																	茂

43	42	41	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
裁判	証券	金融	手形・小切手	海商	保險	會社	商取引	商法總則〔第二版〕	借家	借地	不動産登記	相續	親族	利得・管理・行為不當	契約	債權	担保	物權
法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
谷口安平	神崎克郎	河本一郎	鴻常夫	川又良也	古瀨邦夫	北沢正啓	平出慶道	服部榮三	水本浩	鈴木祿弥	遠藤浩	加藤一郎	山昌正男	四宮和夫	三宅正男	高石良平	林田喜久夫	川井俊健

《現代法律学全集 全60卷 (62分冊)》

50	49	48	30	29		47	28	46	27	26	25		45	24	44	23	22
経	社	官	労	労		刑	刑	刑	刑	刑			会	破	保	強	民
済	会	公	働	働		事	事	法	法	法			社	産	全	制	事
	保	労	法	法		補	訴	各	各	総			更	生	訴	執	訟
法	障	働	Ⅱ	Ⅰ		償	訟	論	論	論			生	法	訟	行	法
丹	角	本	瀬	萩	片	法	〔改訂版〕	策	下	上			法	法	法	法	〔二訂版〕
宗	田	多	元	沢	岡	横	高	阿	大	大	莊		青	山	竹	中	小
昭		淳	美	清		山	田	部	塚	塚	子		山	木	下	野	山
信	豊	亮	知	彦	昇	晃	卓	純	仁	仁	邦		善	戸	守	貞	昇
						一郎	爾	二	仁	雄		充	克	夫	一郎		

〔労働法・経済法〕

〔刑事法〕

60	59	58	57	56		55	54	53	52		51
国	消	医	交	公		英	国	国	国		無
際	費	事	通	害		米	際	際	際		体
売	者	保	事	故		私	組	組	組		財
買	護	法	法	法		法	織	織	織		産
法	法	法	法	法		法	法	法	法		法
曾	北	野	石	西		望	沢	香	山		紋
野	川	田	田	原		月	木	西	本		谷
和	善	寛	穰	道		礼	敬	茂	草		暢
明	太郎			雄		二郎	郎		二		男

〔現代法〕

〔国際法・外国法〕

A5判美麗上製函入布クロス装幀
本文9ボ組予定頁数四〇〇頁以上
・印は既刊☆印は近刊31より追加

目次

はしがき

序説

第一章 社会保障の登場

三

第二章 わが国における社会保障前史

五

一 公的扶助

五

- (1) 慈善的救護の形成と長期存続(五)
- (2) 昭和四(一九二九)年救護法の成立(九)

二 恩給・業務災害扶助・共済組合および社会保険

二

- (1) 明治初期における恩給と官営工場の災害扶助(二)
- (2) 明治資本主義確立期における恩給・災害補償・共済組合(二三)
- (3) 第一次大戦後の社会保険の展開(二五)

総論

第一章 戦中・戦後初期における社会保障の国際的展開

一九

第二章 戦後わが国の社会保障法の形成と展開

三五

一 公的扶助からの出発

三五

目次

三

二	ワンデル報告と社会保障制度審議会	二六
三	社会保険の再編成と展開	二九
	(1) 占領初期における労災・失業保険の制定(二九)	
	(2) 失業保険法の展開	
	から雇用保険へ(三〇)	
	(3) 医療保険の展開(三一)	
	(4) 公的年金のたて	
	割的展開(三二)	
	(5) 労災保険の最近の展開(三七)	
第三章	現代法秩序と社会保障法体系	四〇
一	現代法秩序の中の社会法・社会保障法	四〇
二	社会保障法の体系	四三
	(1) 社会保険(四四)	
	(2) 社会手当、公費負担医療、公的社会福祉(四五)	
	(3) 公的扶助(五)	
第四章	社会保障法の生成的性格	六三
一	生成的性格をもたらす要因	六三
二	現代社会保障の国際性	六六
	(1) 国際連合およびILOの社会保障関係の国際立法活動など(六六)	
各 論		
第一章	公的扶助Ⅱ生活保護法	七七
一	社会保障法制における公的扶助の位置	七七
	(1) 公的扶助とはなにか(七七)	
	(2) 戦後日本社会保障の出発点としての生	
	活保護と生存権規定(七八)	
	(3) 物価狂騰と公的扶助の役割(七八)	

二 生活保護法……………七九

- (1) 生活保護法の基本原理 (七九)
- (2) 実施上の原則 (八四)
- (3) 保護機関および実施 (八八)
- (4) 保護の種類および方法 (九一)
- (5) 保護の基準と保護施設 (九四)
- (6) 被保護者の権利義務と権利救済 (九六)
- (7) 保護の費用 (九九)

第二章 わが国の社会保険……………一〇一

- (1) 社会保険とはなにか (一〇一)
- (2) 社会保険の事故および適用範囲 (一〇三)
- (3) 保険の種類 (一〇四)
- (4) 保険関係 (一〇六)
- (5) 賃金・報酬・標準報酬 (一一〇)
- (6) 保険給付 (一一三)
- (7) 受給権の保護および公課の禁止 (一一六)
- (8) 損害賠償請求権と受給権の調整 (一二九)
- (9) 給付の制限および不正利得の徴収 (一二九)
- (10) 費用の負担 (一三九)
- (11) 消滅時効 (一四四)
- (12) 不服申立 (一五九)

第三章 医療保障……………一五〇

一 医療保険……………一五〇

- (1) わが国医療保険の種類と特質 (一五〇)——〔1〕 種類 (一五〇) 〔2〕 特質 (一五二)
- (2) 健康保険法 (一五九)——〔1〕 目的 (一五九) 〔2〕 保険関係 (一六〇)
- 〔3〕 被扶養者 (一五九) 〔4〕 報酬・標準報酬 (一六四) 〔5〕 保険給付 (一六五)
- 〔6〕 保健施設・福祉施設 (一六五) 〔7〕 費用負担 (一六五)
- (3) 日雇労働者健康保険法——〔1〕 目的 (一五九) 〔2〕 保険者 (一六〇)
- 〔3〕 被保険者 (一六〇) 〔4〕 被扶養者 (一六二) 〔5〕 賃金日額の等級お

よび給付基礎日額 (二六二)	〔6〕 保険給付 (二六三)	〔7〕 費用負担 (二七〇)
(4) 国民健康保険法——〔1〕 目的および事業 (二六〇)	〔2〕 保険者 (二六九)	
〔3〕 国および都道府県の義務 (二六九)	〔4〕 被保険者 (二六九)	〔5〕 保険給付 (二七〇)
〔6〕 保健施設 (二七〇)	〔7〕 費用の負担 (二七三)	〔8〕 診療報酬審査委員会 (二七五)
〔9〕 審査請求 (二七六)		
二 公費負担の医療………		二七六

第四章 所得保障………	一八六
-------------	-----

一 年金………	一八九
---------	-----

(1) わが国の公的年金の種類と特質 (一八九)——〔1〕 種類 (二八九)	〔2〕 特質 (一九一)
(2) 厚生年金保険法 (一九四)——〔1〕 目的 (一九五)	〔2〕 保険関係 (一九六)
〔3〕 標準報酬 (二〇〇)	〔4〕 届出、記録等 (二〇一)
〔5〕 保険給付の種類と通則 (二〇二)	〔6〕 老齢年金 (二〇五)
〔7〕 通算老齢年金 (二〇六)	〔8〕 障害年金および障害手当金 (二一〇)
〔9〕 遺族年金 (二一三)	〔10〕 通算遺族年金 (二一六)
〔11〕 脱退手当金 (二一七)	
(3) 国民年金法 (二一九)	

二 社会手当………	二五〇
-----------	-----

第五章 雇用保険

- (1) 社会手当の特質と種類 (二五四)
- (2) 児童手当 (二五五)
- (3) 児童扶養手当 (二五六)
- (4) 特別児童扶養手当および福祉手当 (二六三)
- (5) 原爆被爆者特別措置法による諸手当 (二六六)
- (6) 公害健康被害補償法による公害補償 (二六七)

三二

第六章 労働災害・職業病の補償

一 わが国労災・職業病補償の生成と現状

三〇七

二 労働者災害補償保険法

三二三

- (1) 保険関係 (三二三)
- (2) 保険料 (三二五)
- (3) 保険給付と労働福祉事業 (三七)
- (4) 業務災害給付 (三二六)
- (5) 通勤災害給付 (三二八)
- (6) 特別支給金 (三三〇)
- (7) 不服申立および訴訟 (三三五)

第七章 社会福祉

三三八

- (1) 社会福祉の概念および主要法制 (三三七)
- (2) 社会福祉事業法 (三三七)
- (3) 児童福祉法 (三四〇)
- (4) 母子福祉法 (三四六)
- (5) 老人福祉法 (三四八)

- (6) 身体障害者福祉法 (三三)
祉法の課題 (三七)
- (7) 精神薄弱者福祉法 (三三)
- (8) 社会福

索引

現代法律学全集 社会保障法

序 説

第一章 社会保障の登場

社会保障 (Social Security) という言葉や概念は、比較的あたらしいものである。一九二九年以後の大恐慌と長期的大量的失業を克服するため、一九三三年以来、ニュー・デール社会改良政策を実施していた故 F・D・ルーズベルト大統領の下で、一九三五年、連邦法として、社会保障法 (Social Security Act) が生まれたのが、世界に社会保障が登場した最初である。しかし、このアメリカの社会保障は、(1) 州営失業保険に連邦政府が補助金をだす。(2) 老齢・盲人・母子世帯等の生活困窮者に対する地方公共団体の公的扶助に、連邦政府が基準を定めて、補助金をだす。(3) 老齢、寡婦、孤児、障害者などに対する連邦政府の公的制度をつくる、というものであって、社会保険としての疾病保険制度を欠いており、また、すでに第一次大戦前、工業諸州に創設された州営労働者災害補償保険を再編成して、この制度にとり込んだわけでもなかった。経済保障 (Economic Security) による社会安定 (Social Stabilization) の組合せによって創られた「社会保障」という言葉や、すべての国民の最低生活を包括的に保障する制度という構想は、全く魅力的なものがあつたが、このアメリカの連邦社会保障の内容自体は、それほど、包括的なものともいえなかつた。ついで、一九三八年に、ニュージャージー州が、社会保障法を制定した。この国は現在でも人口三〇〇余万人で、生産・

輸出は、農産物と羊毛を主とする国であり、一九三八年当時もおさら、工業国ではなかった。そこで、この国の社会保障制度は、地域への一定期間の居住を要件とした、総合的社会保障給付の方式をとり、財源を社会保障税に求めた。ILOは、これらアメリカおよびニュージーランドに創設された社会保障制度に強い関心を示し、一九三九年秋から四〇年に、中南米諸国によびかけて、社会保障会議を開く準備をはじめていたが、第二次欧州大戦の勃発（一九三九年九月）が、これを不可能にした。

しかし、わが国は、当時、すでに、満州事変（昭和六〇一九三二年）、上海事変（昭和八〇一九三三年）、日支事変（昭和二二一九三七年）などによばれた宣戦布告のない日中戦争を拡大し、国際連盟を脱退して、軍国主義の道をたどっていた。そのために、戦前および戦中の時期に、社会保障という考え方を受け入れようとはしなかった。そればかりでなく、社会保障の重要な構成要素となる社会保険の中の失業保険制度も創設しようとはしなかったのである。